

■ 商工債保護預り口座規定

- この規定は、保護預り口座取引および商工債買入預金についての当金庫の取扱いを記載したものです。
- この規定では、割引商工債をワリショー、利付商工債をリッショー、商工債（利子一括払）をリッショーワイドといいます。（以下「債券」といいます。）
- 当金庫の保護預り口座は、①ワリショー保護預り②リッショー保護預り③リッショーワイド保護預り④商工債買入預金（以下「買入預金」といいます。）の4種類により構成されています。

〔口座全体についての規定〕

1. お取引証

- (1)保護預り口座（以下「口座」といいます。）取引の証としてお取引証を発行します。
- (2)お取引証は、口座取引のとき必ず提示してください。
- (3)お取引証表記のお客様番号はお客様だけの固有番号ですから、当金庫へのご照会およびご連絡のときはこの番号をお知らせください。

2. 取引内容、残高通知

削除

3. 届出事項の変更、お取引証の再発行等

- (1)お取引証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引証表記の取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)お取引証または印章を失ったときの債券の払出し、買取り、買入預金の払戻し、解約またはお取引証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3)お取引証を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者および債券保有者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. 印鑑照合等

受付票、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を、かねてお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故がありましても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

6. 取扱店舗の範囲

債券の償還（償還期日前における買取りを含みます。）、保護預りの預入れおよび払出し、買入預金の預入れおよび払戻しは、取引店でのみ取扱います。

〔預入れについての規定〕

7. 買入預金の預入目的

この口座の買入預金は債券購入のための預入れにかぎります。

8. 債券の預入れ

お客様お手持ちの債券を口座に預入れるときは、当金庫所定の保護預り依頼書に債券を添えてお取引証とともに取引店へ提出してください。

9. 証券類の受入れ

(1)この口座の買入預金の預入れならびに債券購入の払込みには、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。なお、証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日をもって入金処理を行い利息計算等の手続を行います。

(2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はお客様があらかじめ補充してください。なお、当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

(4)手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額により取扱います。

(5)証券類の取立てのためとくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

10. 振込金の受入れ

(1)この口座の買入預金の預入れならびに債券購入の払込みには、為替による振込金を受入れます。

(2)この口座の買入預金の預入れならびに債券購入の払込みのための振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等のご発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

11. 受入証券類の決済、不渡り

(1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる債券の払出し、買取りおよび買入預金の払戻しはできません。

- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、買入預金への入金ならびに債券購入取引は成立しません。
この場合、直ちにその通知を届出の住所宛に発信のうえ、その証券類を取引店で返却します。
- (3)前項の場合、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

12. 保管方法

- (1)当金庫で、購入と同時に保護預り（以下「保護購入」といいます。）を依頼された債券は、当金庫で券面金額の種類を選び、これをお預りいたします。この場合、他の預け主の同銘柄の債券と区別することなく、混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- (2)前項による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

〔払戻し等についての規定〕

13. 払戻し等

- (1)買入預金の払戻しは、原則として債券購入のための払戻しにかぎります。
- (2)債券を払出すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともに取引店へ提出してください。なお、ワリショー及びリッショーについて払出しができるのは、償還、他の口座への預け替え、買取りを請求する場合または当金庫が事情やむをえないと認める場合にかぎります。また、買入預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してお取引証とともに取引店へ提出してください。
- (3)リッショーワイドについては、償還、他の口座への預け替えまたは買取りを請求する場合を除き、払出しを請求することはできません。
- (4)リッショーワイドについては、償還期日の4年前の応当日以前（以下「買取請求禁止期間」といいます。）においては、口座の名義人の死亡その他、当金庫が事情やむをえないと認める場合を除き、買取請求に対する払出しをいたしません。

14. リッショーワイドの買取り

お預りしたリッショーワイドの買取りを請求する場合には、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともに取引店へ提出してください。その際にはこの口座から払出し、当金庫所定の計算により買取り、その代金を支払います。

15. 反社会的勢力との取引拒絶

この保護預り口座は、第17条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの保護預り口座の開設をお断りするものとします。

16. 取引の制限等

- (1)当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等のお客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内

容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

17. 解約等

- (1)買入預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともに取引店へ提出してください。

- (2)リッシュワイド保護預りの解約に際しては、保護預り中の当該債券すべての買取請求があったものとして取扱います。ただし、買取請求禁止期間中のリッシュワイドがある場合については、当金庫が事情やむをえないと認めるときを除き、保護預りの解約はできません。

- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この口座の預金者が第22条第1項に違反した場合

③当金庫が別途定める取引時確認手続きにおいて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

- (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの保護預り取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの保護預り口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

①お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為

18. 保険事故発生時におけるお客様からの相殺

(1) リッシュオーバーワイドは、償還日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、このリッシュオーバーワイドが「総合口座取引規定」第16条第3項により貸越金の担保となっている場合およびお客様の当金庫に対する債務でお客様が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合も同様の取扱いとします。また、買入預金も同様に相殺できるものとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、お取引証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が「総合口座取引規定」第16条第5項に準じて算定する新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充當することとします。

② 前①の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① リッシュオーバーワイドは、計算期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、当金庫所定の計算により買取り、その取得金をもって、借入金等の債務の弁済にあてるものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

〔口座運用についての規定〕

19. 口座の運用

(1)この口座の債券の償還、利息等の取扱いについては、「商工債保護預り口座運用規定」（以下「運用規定」といいます。）のうちお客様申込の貯蓄タイプの規定のとおり取扱います。

(2)この口座の買入預金の運用にあたっては、買入預金のうち、債券の自動購入に充当されていた部分を購入口とし、それ以外の部分を留保口として区分して取扱います。

〔その他の規定〕

20. 買入預金の付利

(1)この口座の買入預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし毎年2月と8月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の別段預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2)上記の利息の買入預金への入金、運用規定の貯蓄タイプに応じて次のとおり取扱います。

①増額タイプをお持ちのお客様については買入預金（購入口）に入金します。

②増額タイプをお持ちでないお客様については買入預金（留保口）に入金します。

21. 事故債券

保護購入を依頼された債券を除き、保護預り中の債券について公示催告等があり損害を生ずることがありましても、当金庫はその責任を負いません。

22. 譲渡、質入れの禁止

(1)お取引証および保護預り中の債券ならびに買入預金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

23. ㊦のお取扱い

㊦（少額貯蓄非課税制度）の取扱いは、この口座のリッショールならびにリッショールワイドについて受付けます。

24. 振込手数料

運用規定により行う償還元金、利金の振込については、原則として当金庫所定の振込手数料をいただきます。

25. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異

動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

26. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第25条に掲げる異動が最後であった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

②この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

27. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して

有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

28. 規定等の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取扱います。

29. 規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。